

## 東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 東日本大震災復興交付金について、採択基準を緩和するなど、柔軟に対応できる真に自由度の高いものとするとともに、必要な財源を確保すること。

また、被災地域の実情に照らした事業期間の延長を図るとともに、あわせて、延長の際には、財政措置の拡充を図ること。

(2) 災害復旧事業並びに市税の減免措置に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

(3) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、平成 27 年度以降も継続すること。

(4) 被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、復興計画の期間を踏まえ延長すること。

(5) 被災地においては、一時的かつ急激に人口が減少しており、平成 27 年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、震災の影響により人口減となる自治体においては、平成 22 年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とする特例措置を設けること。

(6) 震災による行方不明者について、復旧が進まず浸水したままの地区においては、今後も捜索活動を継続すること。

あわせて、身元不明者についても、引続きDNA鑑定や似顔絵を公表することで、早期判明に努めること。

(7) 増大する復興事業への対応を図るため、全国の地方自治体からの被災市町村への職員派遣について必要な措置を講じること。

(8) 防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用など、弾力的な運用を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

(9) 組合施行の土地区画整理事業について、地価下落分や土地取引の減少分に対応した補助制度の創設など、事業の早期完了に向けた財政措置を講じること。

(10) 埋蔵文化財包蔵地内で行われる復旧・復興関連事業の迅速化と発掘調査事業の円滑化を図るため、被災自治体の要請に基づいて、全国の地方自治体に対する職

員派遣に係る要請や調整等を行い、必要な人的支援を継続的に講じること。

(11) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。

(12) 被災者生活再建支援金の受付事務については、被災自治体の負担が非常に大きいことから、受付等の事務に係る経費について、財政措置を講じること。

(13) 被災自治体の土地取得に伴う登記嘱託業務については、今後、増加することが予想されることから、迅速な対応が出来るよう法務局の体制を整えること。

(14) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。

また、6 年目以降は家賃補助が減少し地方の負担割合が増えることから、6 年目以降も負担割合を据え置くこと。

(15) 被災地域における入札不調が復興遅延の一因となることがないように、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど復旧・復興事業の施行確保対策を講じること。

(16) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(17) 被災地における復興を推進するため、復興に係る計画策定や交付金申請等における資料作成、国等との協議の簡素化、土地利用に係る許可や要件の緩和措置を講じること。

(18) 都市自治体が被災自治体に対して様々な支援に取り組むことができるよう、広域的な支援体制の構築や情報伝達システムの導入などの環境整備に努めること。

## 2. 被災者の生活再建支援等について

(1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備等の公共事業の進展に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、当該転居に係る公的支援を行うにあたり必要かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

(3) 災害援護資金貸付制度について、津波により住家全体が流出した場合など、被

害が甚大な世帯に対して貸付限度額の引き上げなど制度の拡充を図ること。

- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (5) 被災者生活再建支援金について、津波被害や宅地被害に対する支援の必要性が明らかとなったことから、被災地の実態に鑑み、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。
- (6) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (7) 介護保険制度について
  - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
  - ② 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
  - ③ 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第 1 号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成 25 年度分から財政措置を講じること。
- (8) 国民健康保険制度等について
  - ① 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
  - ② 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
  - ③ 国民健康保険の所得割について、所得を基礎とする方式(旧ただし書き方式)による算出の場合、雑損失の繰越控除は非適用と定められているが、個人住民税における所得と整合が取れていないため、個人住民税と同様の総所得金額等を課税根拠とする算出方法の見直しを遡及して講じるとともに、被災者が多く

加入する自治体の雑損失の繰越控除による収入減少に対して財政支援策を講  
じること。

- (9) 被災地域の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、地震により住家被害が甚  
大な場合の住宅再建支援について、財政支援の充実を図ること。
- (10) 「子ども被災者支援法（略称）」の理念に基づき、借上げ仮設住宅に係る入居期  
限の複数年延長や避難先における就労支援など、避難者の意見を踏まえた具体的  
な施策を推進すること。
- (11) 津波浸水区域外への保育所の移転を早急に進めるため、特定被災区域における  
安心こども基金による保育所等の複合化・多機能化推進事業を継続すること。

### 3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自  
治体が独自に実施する取組みについて必要な財政措置を講じること。
- (2) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、次年度以降の制度  
継続を早期に明示するとともに、地域の実情に応じ事業が円滑に推進できるよう、  
制度の弾力的な運用を図ること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災区域の周辺  
地域にも拡充すること。
- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の申請期間及び運用期間を  
延長すること。
- (5) 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制の特例措置の期間の延長を図ること。
- (6) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要  
な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層  
支援すること。

また、地域の中心となる経営体への農地集積等が円滑に実施できるよう、弾力  
的な復興支援を行うこと。

- (7) 震災等緊急雇用対応事業について、財政措置を拡充すること。  
また、雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。
- (8) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研  
修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るための支援策を講  
じること。
- (9) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、震災関連人材育成支援奨励金の期

間を延長すること。

また、同奨励金と被災者雇用開発助成金について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促すための新たな施策を講じること。

- (10) 被災地の労働力不足を解消するため、労働者受入れに向けた支援策を拡充するなど、労働力確保対策を講じること。

#### 4. 公共施設の復旧支援等について

- (1) 公共工事の発注については、国・県・市が連携し、発注見通し情報を一元化した公共事業実施体制を構築するとともに、被災地域における復旧・復興事業の優先的発注調整機能を早期に確立すること。
- (2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政支援制度を創設すること。
- (3) 公立学校施設の耐震化については、東日本大震災復興特別会計等による支援措置を継続するとともに、事業補助率を一律2/3とし、改修事業については補助単価を実施単価とするよう国庫補助制度の見直しを図ること。
- (4) 学校を除く避難所施設、福祉避難所及び避難所併設小規模備蓄倉庫等における耐震化及び長寿命化対策に対する財政支援制度を構築するとともに、避難所用設備、備蓄非常食等の避難者用応急備品の整備及び避難所誘導案内板等整備に対する財政支援制度についても構築すること。
- (5) 市町村または広域行政等で実施する防災訓練等に対する財政支援制度を構築すること。
- (6) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。
- (7) 震災による犠牲者を鎮魂し、震災の教訓を後世に伝えていくための慰霊碑や慰霊空間の整備のための支援制度を創設すること。
- (8) 平成24年度に廃止された地方特定道路整備事業の代替措置を講じること。
- (9) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網を早期に整備すること。
- (10) 東日本大震災からの復旧・復興を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する助言・指導を強化するとともに、沿線自治体に負担が生じな

いよう、必要な財政支援措置を講じること。

(11) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、地域の実情に応じ、鉄道事業者に対する支援措置を拡充すること。

また、鉄道復旧までの代替交通及び仮設住宅等からの公共交通を確保するため、必要な財政支援措置を講じること。

なお、地域公共交通確保維持改善事業については、被災市町村の指定を継続するとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。

(12) 湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設の速やかな復旧整備を図るとともに、現在整備中の湾口防波堤等についても早期に整備すること。

(13) 国際物流ターミナルについては、大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾の背後へ再生可能エネルギーを核とした産業集積など、港湾機能の拡大を図ること。